

(重要) 本事務連絡は、4月1日(木)の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されたまん延防止等重点措置に係る事項について周知するものです「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年4月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

4月1日に決定されたまん延防止等重点措置について

4月1日、第59回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)を宮城県、大阪府及び兵庫県とすることを決定しました。

また、これを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)の改正が行われております。

なお、基本的対処方針において催物(イベント等)の開催制限及び施設の使用制限等について、「別途通知する」としている規模要件等の目安についても、各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年4月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)が発出されておりますので、ご参照ください。

同事務連絡「1. 催物の開催制限」については、まん延防止等重点措置の重点措置区域である府県全域が適用対象となる旨内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より補足がありましたので、併せてお知らせいたします。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、特に、各府県においてまん延防止等重点措置を講ずべき区域等が異なることから、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

・令和3年4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030401.pdf

・令和3年4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）における菅内閣総理大臣発言

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202104/01corona.html

・令和3年4月1日 宮城県、大阪府、兵庫県へのまん延防止等重点措置実施の決定等についての菅内閣総理大臣記者会見

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0401kaiken.html

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月1日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210401.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年4月1日）（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210401.pdf

・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月1日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210401.pdf

・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/emergency/>

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--